

全国土壌改良資材協議会規約

昭和60年4月25日 制定
平成20年5月13日 改正
平成23年5月18日 改正
平成27年5月28日 改正
令和6年5月13日 改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、全国土壌改良資材協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は主たる事務所を東京都内（一般財団法人 日本土壌協会 内）に置き、理事会の議決を得て必要の地に従たる事務所（支部）を置くことができる。

(目 的)

第3条 協議会は会員相互の親睦、土壌改良資材の品質の向上、生産、流通の円滑化を図り、もって、地力増進対策の発展・強化に資することを目的とする。

(業 務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 連絡・協議
- 二 情報通信
- 三 普及宣伝
- 四 調査研究
- 五 要請活動
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な業務

第2章 会 員

(種 類)

第5条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- 一 第3条の目的に賛同する土壌改良資材取扱業者
- 二 第3条の目的に賛同するその他の者

(入 会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記名捺印のうえ申し込まなければならない。

2. 前項の申込みがあったときは、会長審査のうえ、第5条に該当するものと認めるときは、その入会を理事会で承認し、会員名簿に登録するものとする。
3. 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理由を付して届けなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、会員が第6条第3項の会費を2年間滞納したときは、退会したものと見なす。

3. 会員が、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを行ったとき若しくは申立てを受けたとき又は任意整理の表明を行ったとき、何らの通知、催告を要することなく、退会したものと見なす。

(除 名)

第8条 協議会会員がこの規約に定める事項若しくは総会の議決に違反したとき、又は本会の運営を妨げる行為を行ったときは総会の同意を経て必要な勧告をし、又は除名することができる。

第3章 役員・相談役及び顧問

(役員・相談役及び顧問)

第9条 協議会に、役員として、会長1名、副会長、理事及び監事若干名を置くほか、相談役、顧問若干名を置くことができる。

(選 任)

第10条 会長及び副会長は、理事の互選によって、選任する。

2. 理事及び監事は、総会で会員のうちからこれを選任する。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4. 相談役及び顧問は、必要ある時は会員内外から理事会で選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

(役員職務及び権限)

第12条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指定した順序により、その職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3. 監事は、協議会の業務を監査する。

4. 相談役は、協議会の業務のうち重要な施策に参画し、会長が特に定める重要な事項の相談にあたる。

5. 顧問は、協議会の業務のうち重要な施策に参画し、会長が特に定める事項の処理にあたる。

6. 会員外から選任された顧問への手当ならびに旅費などは別に定める。

第4章 理事会

(理 事 会)

第13条 理事会は会長が必要であると認めるとき招集する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
3. 理事会は、理事を以って構成し、総会に付議すべき事項を審議するほか、総会より委任された事項を議決し、及び会務執行上の重要事項を決定する。
4. 理事会の議決は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
5. 理事会は、緊急を要する事項で総会を開くことの困難な場合、総会に付議すべき事項のうち、第16条第2号及び第3号に掲げるものを除くほか、総会に代わりこれを議決することができる。
6. 前項の規定により議決した事項は、直近の総会に報告し、その承認を受けなければならない。
7. 監事及び顧問は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第5章 総 会

(総 会)

第14条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2. 定期総会は少なくとも毎年1回開くものとする。
3. 臨時総会は会長が必要であると認めるとき、又は会員の4分の1以上から目的を示して請求があったときに開くものとする。

(議 決)

第15条 総会の議決は、出席会員の過半数を以って決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、次の事項についての議決は、出席会員の3分の2以上の同意がなければならない。

- 一 規約の変更
- 二 協議会の解散

(総会に付議すべき事項)

第16条 会長は、この規約で別に定めるもののほか次の事項を総会に付議しなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
- 二 規約の変更
- 三 協議会の解散
- 四 その他協議会の運営に関する重要な事項

第6章 部 会

(部 会)

第17条 協議会は、土壌改良資材の利用に関する専門的事項を研究討議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2. 部会の運営については別に定める。

第7章 会 計

(会 費)

第18条 協議会の費用は、第5条に掲げる会員の会費及びその他の収入をもってあ
てる。

2. 会長は部会等の運営については別途経費を徴収することができる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終
る。

第8章 雑 則

(細 則)

第20条 この規約の施行については必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この規約は協議会設立の日から施行する。

第2条 略

第3条 略

第4条 第7条第2項の一部改正は、平成15年5月23日から施行する。

第5条 第6条第2項の一部改正は、平成20年5月13日から施行する。

第6条 第10条第4項、第13条第2項及び第7項の一部改正は、平成23年5月
18日から施行する。

第7条 第9条、第10条4項、第12条4項の一部改正は、平成27年5月28日
から施行する

第7条 3項、第12条6項の一部改正は、令和6年5月13日から施行する